

寒河江市住居番号枝番号等付番要領

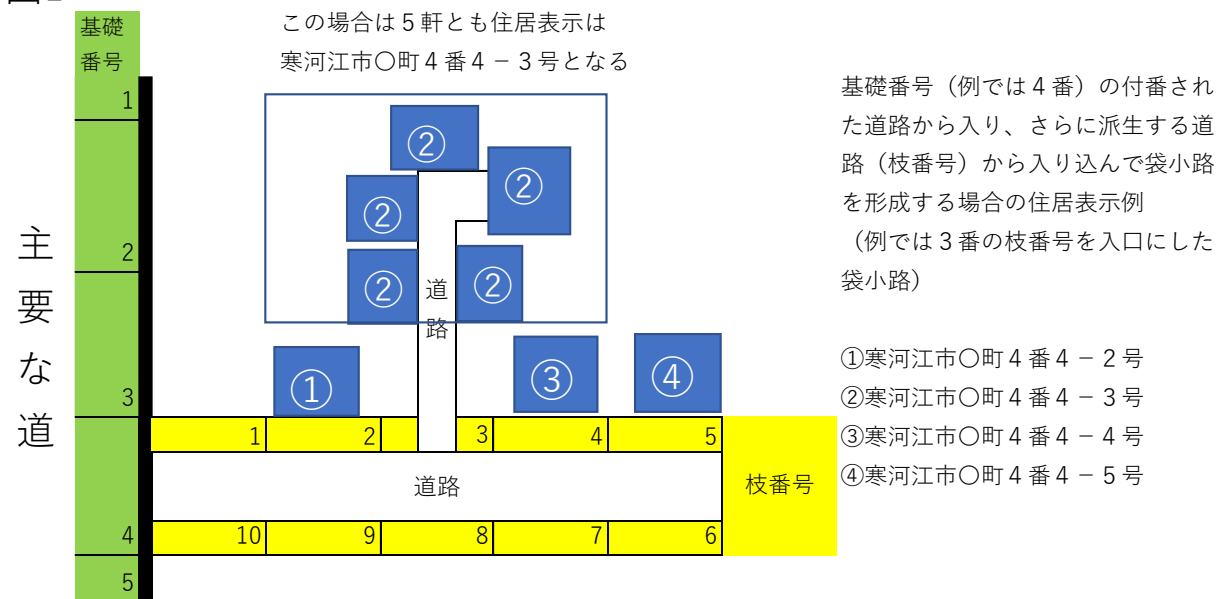
第1 目的

この要領は、寒河江市の区域のうち市街地を構成する地域の袋小路等の住居番号に枝番号等を付番することにより、整然とした街区符号及び住居番号によって住居表示できるよう整備し、もって生活の便益及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 実施基準

街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年7月自治省告示第117号）に基づき住居番号を付番した場合、一部の袋小路等の住居番号が同一番号となる（図1の②参照）ことから、同一番号が付番されることによる不便を解消するため、出入口が袋小路の道路に接している建物の戸数が複数（建設予定を含む。）であるとき、又は現在同一番号が付番されている住民の要望等により市長が必要と認めたときは、次のとおり住居番号を付番するものとする。

図1 寒河江市〇町4番地内の住宅の場合

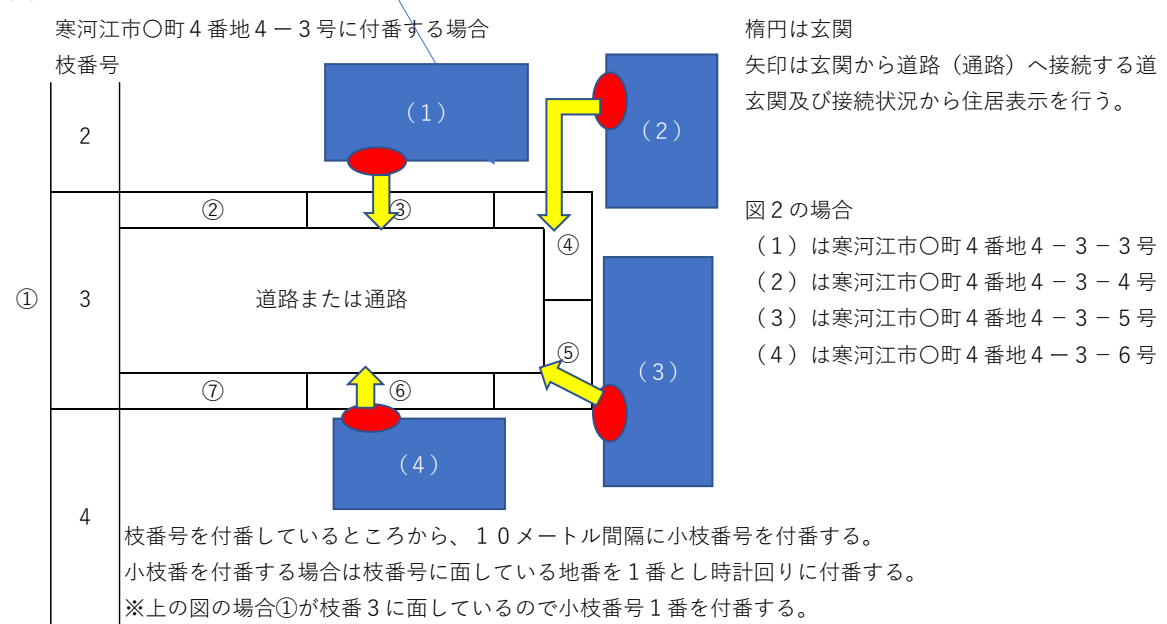


- (1) 基礎番号は当該袋小路の出入口の中心点が属する基礎番号を用いるものとし、枝番号は基礎番号の付番地点から時計周りに順に付番するものとする。
- (2) 枝番号と街区の境界線を起点とし、袋小路等の両側線を一定の間隔に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（以下「小枝番号」という。図2の①から⑦まで参照。）を当該間隔に付番することができる。
- (3) 小枝番号の間隔は、10メートルとするものとする。ただし、地形等の実情に応じて変更することができる。
- (4) 袋小路等の出入口の基礎番号・枝番号と次に掲げる小枝番号を合わせて、当該建造物の住居番号とする。

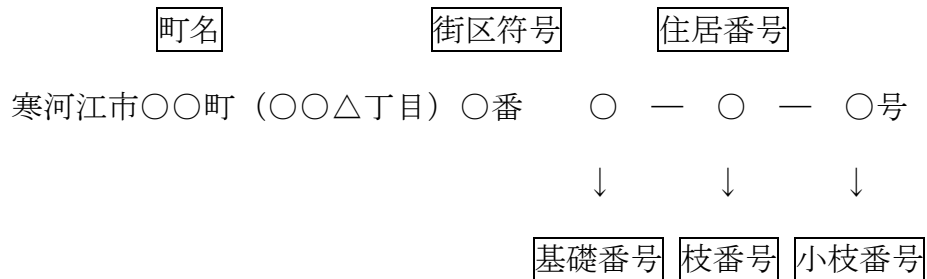
ア 建造物の主要な出入口が当該袋小路等の側線となる道路に接している場合は、当該出入口が袋小路等の側線と接しているところの小枝番号（図2(1)参照）

イ 建造物の主要な出入口が袋小路等の側線となる道路から離れている場合は、当該建造物から道路への主要な通路が袋小路等の側線と接するところの小枝番号（図2(2)参照）

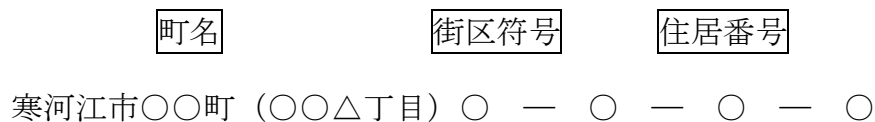
図2 小枝番号の付番例



(5) 住居表示の仕方は、次のとおりとする。



※ 略記する場合



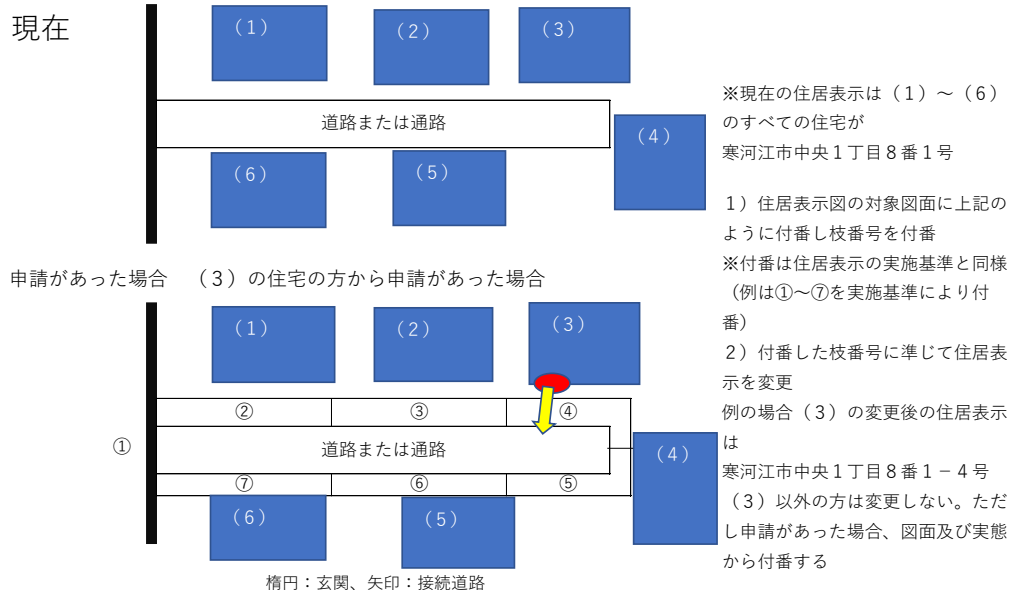
第3 すでに同一番号が付番されている住居表示の変更

(1) 所有者等からの申出による住居表示の変更

すでに同一番号が付番されている住居表示の変更について、当該建造物の所有者、管理者又は占有者から申出書（寒河江市住居表示に関する規則（昭和41年市規則第8号）様式第3号。以下「申出書」という。）の提出があった場合（図3及び記載例参照）は、現状の住居配置に応じて枝番号及び小枝番号を付番することができる。この場合において、住居表示、住民票等の記載は寒河江市が行い、それ以外の住居変更に伴う手続きは申請者が行う。

図3 過去に付番された同一住所番の解消例

例：寒河江市中央1丁目8番1号と住居表示された家屋の方から申出された場合



記載例（規則様式第3号）

年 月 日			
寒河江市長		殿	
		住所 寒河江市中央1丁目8番1号	
申請者		氏名 寒河江 太郎	
申 出 書			
付番			
下記のとおり、住居番号を変更したいので、寒河江市住居表示に関する条例第3			
廃止			
条第2項の規定により、申し出ます。			
記			
1	氏名、名称	寒河江 太郎	
付番			
2	変更の理由	同一住居地番の住宅があるため解消したい	
廃止			
付番			
3	変更の期日	(申請日と同日)	
廃止			
受付番号		号	受付 年 月 日
実 態 調 査	付番 変更 廃止	台 帳 記 載	通 知

(2) 周辺環境の変化に伴う住居表示の変更

すでに住居番号が付番されている住居が、周辺の環境の変化（接続道路の新設等による袋小路の解消等）により、現在付番されている住居表示の変更を希望する場合は、申出書の提出により、新設の道路や基礎番号をもとに住居表示の変更を行う。この場合において、住居表示、住民票等の記載は寒河江市が行い、それ以外の住居変更に伴う手続きは申請者が行う。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、住居番号の付け方に関し必要な事項は別に定める。